

規制の事前評価書

政策の名称	外国為替証拠金取引規制の見直し		
担当部局	金融庁総務企画局市場課	電話番号： 03-3506-6000(内線3628)	e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成21年5月29日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 外国為替証拠金取引等について、業者に対し、ロスカットを適切に行うためのルールの整備・遵守を義務付けることに加え、店頭取引・取引所取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに取引を行うことを禁止。</p> <p>【目的及び必要性】 最近、内外の金利差が縮小してきていること等から、店頭取引・取引所取引ともに、高レバレッジ化が進展。高レバレッジでの取引については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客保護(ロスカットが十分に機能せず、顧客が不測の損害を被るおそれ) ・ 業者のリスク管理(顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ) ・ 過当投機 <p>の観点からの問題があり、規制が必要。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第26号の2、第26号の3及び第3項、金融商品取引業等に関する内閣府令第百十七条第一項第二十六号の二に規定する額を指定する件第1条～第3条	
想定される代替案	業者に対し、ロスカットを適切に行うためのルールの整備・遵守を義務付けることとするが、証拠金規制は導入しない。		
規制の費用	費用の要素		代替案の場合
(遵守費用)	業者において、適切にロスカットを行うための社内管理体制を構築する費用に加え、必要な証拠金の預託を受けるためのシステム整備等の費用が発生する。	業者において、適切にロスカットを行うための社内管理体制を構築する費用が発生する。	
(行政費用)	国において、業者がロスカットを適切に行うためのルールの整備・遵守を行っているか、必要な証拠金の預託を受けているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。	国において、業者がロスカットを適切に行うためのルールの整備・遵守を行っているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。	
(その他の社会的費用)	高レバレッジでの取引が禁止されることとなり、利用者や業者の取引の機会が制限される。	新たな費用は発生しない。	
規制の便益	便益の要素		代替案の場合
	適切にロスカットが行われるためのルールの整備・遵守が義務付けられることにより、一定程度、顧客に不測の損害が生じるおそれや業者の財務の健全性に影響が出るおそれが減少する。これに加え、証拠金規制を導入することにより、高レバレッジでの取引が禁止されることとなり、相場急変時等ロスカットが必ずしも適切に機能しないおそれがあるところ、こうした場合においても、証拠金のバッファが厚いことから、顧客が不測の損害を被るおそれが減少し、これに伴い、業者の財務の健全性への影響も減少する。さらに、過当投機が抑制されることになる。		適切にロスカットが行われるためのルールの整備・遵守が義務付けられることにより、一定程度、顧客に不測の損害が生じるおそれや業者の財務の健全性に影響が出るおそれが減少する。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析) 本案については、今般の改正により、遵守費用・行政費用・その他の社会的費用が新たに発生することとなる。しかし、相場急変時等ロスカットが必ずしも適切に機能しないおそれがあるところ、こうした場合においても、証拠金のバッファが厚いことから、顧客が不測の損害を被るおそれが減少し、これに伴い、業者の財務の健全性への影響が減少する。さらに、過当投機が抑制されることになる。これら便益の増加というプラスの効果は、投資家保護、業者の財務基盤の健全性確保の充実に資するとともに、外国為替証拠金取引等の信頼性が確保されることから、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。</p> <p>したがって、本案による改正は適当と考えられる。</p> <p>(代替案との比較) 代替案は、本案に比べて、遵守費用・行政費用・その他の社会的費用について、減少することとなる。しかし、代替案は、本案と比べて、相場急変時等にロスカットが必ずしも適切に機能せず、結果として、顧客に証拠金を上回る不測の損害が生じるおそれがあり、また、業者のリスク管理上の問題が生じるおそれがある。これに加え、高レバレッジ取引が過当投機につながることも自体も問題と考えられる。これらを考慮すれば、代替案に比べ、本案の改正は適当と考えられる。</p>		
有識者の見解その他関連事項	<p>証券取引等監視委員会の建議(平成21年4月24日)において、「外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、適切なリスク管理体制の構築のため、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずる必要がある。」とされ、また、「外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずる必要がある。」とされている。</p> <p>また、外国為替証拠金取引における分別管理に関する意見書(日本弁護士連合会、平成20年2月14日)において、「レバレッジ規制を改めて検討するべきである。」とされている。</p>		
レビューを行う時期又は条件	改正後の規定の実施状況について、必要があると認めるときは検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。		
備考			